

古賀市美術作品の寄附・寄贈に係る事務取扱基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美術作品（絵画、書、彫刻、工芸品その他の美術作品をいう。以下同じ。）の寄附・寄贈の採納事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(美術作品の寄附・寄贈採納)

第2条 美術作品に係る寄附・寄贈は、次の条件をすべて満たしている場合にのみ採納する。

- (1) 国、県、市町村が主催、共催、後援する美術展において受賞した美術作品
- (2) 古賀市に縁のある方の美術作品
- (3) 作品名、作者名が判明している美術作品

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に当てはまる美術作品は採納しないものとする。

- (1) 維持管理費等が著しく市の財政的な負担となる美術作品
- (2) 公序良俗に反する美術作品
- (3) 行政の中立性、公平性等を損なう美術作品
- (4) サイズや重さ、維持の方法等で展示及び保存が難しい美術作品
- (5) 既に破損、汚れ等があり、状態が損なわれている美術作品

3 美術作品の採納は、原則として寄附・寄贈者1人につき2点を限度とする。ただし、一定の共通点のある作品群や連作は、この限りでない。

(採納事務の手続き)

第3条 寄附・寄贈者は、美術作品の寄附・寄贈をしようとするときは、古賀市財務規則（平成9年規則第20号）第160条の規定に基づき、寄附・寄贈作品申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 寄附・寄贈の申し出があったときは、前条に規定する事項に照らし審査したのち、市長の決裁を受けなければならない。

3 前項の規定により寄附・寄贈を採納することを決定したときは、寄附・寄贈作品採納決定通知書（様式第2号）を、寄附・寄贈を採納しないことを決定したときは、寄附・寄贈作品辞退通知書（様式第3号）を発行し、申請者に交付するものとする。

(美術作品の処分等)

第4条 採納した美術作品が不用となり、又は破損による補修が困難な場合は、古賀市財務規則第190条の規定により不用の決定をし、売り払うことが不利又は不相当であると認めるもの及び売り払うことができないものについては、破棄の決定をするものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）古賀市長

氏 名

印

住 所

寄 附 ・ 寄 贈 作 品 申 請 書

下記の作品について寄贈したいので申請します。なお、寄贈品の今後の管理及び処分については貴殿に一任します。

記

作 品 名	作 者 名	点数	規 格	評 価 額	備考(材質等)
合 計 点 数					

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

古賀市長 印

寄附・寄贈作品採納決定通知書

年 月 日付で申請がありました下記の作品について、ご厚意に感謝の意を表し、これを採納いたします。

記

作 品 名	作 者 名	点 数	規 格	評 価 額	備 考 (材 質 等)
合 計					

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

古賀市長 印

寄附・寄贈作品辞退通知書

年 月 日付で申請がありました下記の作品について、残念ながら辞退いたします。

辞退理由（ ）

記

作 品 名	作 者 名	点 数	規 格	評 価 額	備 考 (材 質 等)
合 計					